

発表 舟橋聖一顕彰文学賞

舟橋聖一顕彰文学賞は、舟橋聖一さんの功績をたたえとともに、広く青少年の文学奨励をはじめとした教育・文化の振興を図るために設けています。18～30歳の青年を対象とした第28回「青年文学賞」には全国から65編の応募が、近畿各府県および滋賀県に隣接す

る各県の小・中学生・高校生を対象とした第31回「文学奨励賞」には、119編の応募がそれぞれありました。選考の結果、次のとおり受賞作品を決定しました。
問い合わせ先
市立図書館 ☎ 22-0649、FAX26-0300

【青年文学賞】

最優秀賞

芝山 元明さん
(大阪府大阪市)

青春ノチカラ
(小説)



佳作
小川 七さん
(埼玉県富士見市)

この恋の色は灰色
(小説)



【文学奨励賞】

〈小学生の部〉

第1席 塩田 奈田太さん
(城北小学校5年)

一人でがんばらなくていい
登校班長を経験して学んだこと
(作文)



第2席 山岡 璃音さん
(大津市・瀬田北小学校6年)

「私とピアノとその未来」
(作文)



第3席 林 咲耶さん
(稲枝東小学校5年)

「おかえりおかわり」(作文)



〈中学生の部〉

第1席 村木 春桜さん
(東中学校1年)

千年前から千年後まで
(作文)



第2席 上田 尚弥さん
(南中学校3年)

剣道と僕 (作文)



第3席 中村 真実さん
(西中学校1年)

高野山への旅 (紀行文)



〈高校生の部〉

第1席 服部 珠羽さん
(愛知県・南陽高校3年)

不死の病 (創作)



第2席 山中 萌衣さん
(奈良県・一条高校2年)

青井江良 (創作)



第3席 小堀 楓華さん
(彦根東高校3年)

椿 (創作)



寒さから水道管を守りましょう

水道管の防寒方法

保温材を蛇口まで巻いてください。毛布・布などを保温材として利用したときは、その上からビニールなどを巻いてください。

水道管が凍りついて水が出ないときは

タオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけて氷を溶かしてください。
※熱湯は絶対に使わないでください。水道管が破裂することがあります。



▲水道管の解凍方法

水道管が破裂したときは

▼水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、彦根市指定給水装置工事事業者(以下 指定工事事業者)に修理を依頼してください。
敷地内の修理は、必ず指定工事事業者で行ってください

積雪時の検針にご協力を

積雪時には、メーターボックスの上の雪を取り除いてください。水道メーターボックスの上には、物を置かないようにして、検針にご協力をお願いします。
※水道を使用する人は、彦根市の条例の規定により、正しく管理をしていただくことになっています。

給水工事

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事(新設・増設・改造)をするときや、建築工事(家屋などの解体工事を含む)などによる臨時の給水をするときは、着工前に、指定工事事業者を通じて困上水道工務課に給水の申し込みをしてください。

開栓・閉栓の手続き

転居などにより、水道の開栓・閉栓を必要とするときは、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター(㈱エコシティサービス)に連絡してください。3日前までに手続きをお願いします。

水道料金の支払い

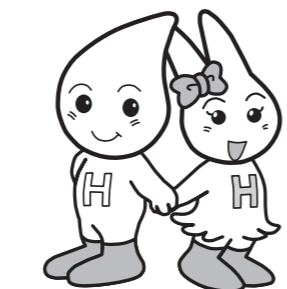
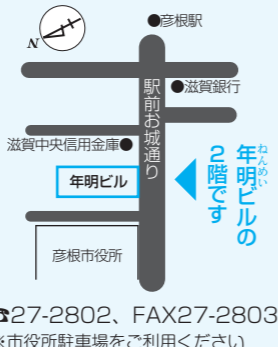
水道事業は、利用者にお支払いいただく水道料金によって成り立っています。滞納されると給水を停止しますので、期限内にお支払いください。期限内にお支払いがない場合、料金とは別に手数料が加算されます。また、督促を放置されますと、簡易裁判所へ支払督促の申立を行います。
※水道料金の計算方法は、彦根市ホームページに掲載しています。

彦根市上下水道料金お客様サービスセンターの紹介

困上下水道部では、窓口開設日や営業時間の拡大など、サービス向上を目的に、業務の一部を民間委託し、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターを設けています。

利用できるサービス

- ①水道使用の開始・休止(開栓・閉栓)・名義変更の申し込み
 - ②水道料金・下水道使用料の支払い
 - ③検針に関する問い合わせなど
- 委託事業者 ㈱エコシティサービス(右図)
窓口開設時間 月～金曜日は8:30～19:00、土・日曜日、祝日は9:00～17:00(1月1日～同3日は業務を休みます)



▲彦根市水道事業のマスコットキャラクター「ウォー太くん&みずきちゃん」

い。修理にかかる費用は、お客様の負担になります。
▼年末年始は、各指定工事事業者が休みになります。給水装置の事故には、特にご注意ください。

注意ください。
水道の給水に関する工事は、法令の基準に適合することを確保するため、水道法や彦根市の条例の規定により、

指定工事事業者が施工することが定められています。
※指定工事事業者名は、彦根市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 困上下水道業務課
☎22-27222番、FAX22-54333番